

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

平成26年4月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合文書管理システム運用・保守業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 富士電機株式会社

(2) 住 所 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

4 随意契約に係る契約金額

39,474,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第286号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

重油（JIS1種2号） 1,363,000リットル

2 落札を決定した日

平成26年3月25日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 釧路アポロ石油株式会社

(2) 住 所 釧路市宝町2番2号

4 落札金額

79.65円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（情報政策課）	56
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（道立病院室）	56
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	57
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	57
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課）	57
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	57
○土地改良区の役員の就任の届出……………（農業施設管理課）	57
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	57
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	58
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	58
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	60
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	61
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（建設管理課）	61
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課）	61

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	62
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	62
----------------------------	----

道監査委員公表

○監査公表第6号……………	64
---------------	----

道警察署告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	64
------------------------	----

告 示

北海道告示第285号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

6 一般競争入札の公告
平成26年2月7日付け北海道告示第92号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年4月11日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
認可年月日	土地改良区名		
平成26. 3. 31	苫前土地改良区		
同 26. 4. 1	蘭越土地改良区		

北海道告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（名寄東地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成26年4月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年4月11日

北海道告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成26年4月11日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要	
余市川土地改良区	仁木頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	
同	中の川頭首工	同	
同	登川頭首工	同	

北海道告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、苫前土地改良区が管理する小川溜池に係る管理規程の変更を認可した。

平成26年4月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可した管理規程の概要

小川溜池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南美原土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成26年4月11日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
就任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成26. 3. 27	理 事	宮 崎 英 治	江別市美原1086番地
同	同	齊 藤 孝 史	石狩郡新篠津村第39線南49番地
同	同	五十嵐 登	江別市美原1325番地
同	同	前 後 一 彦	同 美原860番地
同	同	正 木 利 行	同 篠津546番地の6
同	監 事	竹 内 勝 宣	同 篠津787番地の1
同	同	齊 藤 孝 道	同 美原811番地の7

北海道告示第292号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年4月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町二宮428の3（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市浜益区送毛374の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）、釧路郡釧路町大字昆布森村字チョロベツ125の1・昆布森三丁目49（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第293号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成26年4月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町幌内463の10（国有林。次の図に示す部分に限る。）、463の35・506の2・506の9（以上3筆国有林） (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん} (3) 解除の理由 ダム用地とするため 2(1) 解除予定保安林の所在場所 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 解除の理由 鉱業用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに芦別市役所及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第294号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。	平成26年4月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市・茅部郡鹿部町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん} (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 函館市・鹿部町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市・松前郡福島町・上磯郡知内町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 函館市・福島町・知内町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市・厚岸郡厚岸町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
--	--

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 厚岸町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。 6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 落石の危険の防止 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）	(2) 保安林として指定された目的 魚つき (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第295号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年4月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
---	--

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 余市郡余市町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 積丹郡積丹町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 新冠郡新冠町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件	ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第296号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成26年4月11日 北海道知事 高橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 利尻郡利尻町・礼文郡礼文町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡江差町・礼文郡礼文町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、江差町・奥尻郡奥尻町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。 礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
--	--

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 札文郡札文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第297号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を島牧村役場の掲示場に掲示した。

平成26年4月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成26年北海道告示第249号
- 2 所在が不明な者 小山 豊一、藤田 馨二、藤田 二三男

北海道告示第298号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システム運用業務ほか 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月27日
- 3 随意契約相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 株式会社HBA
- (2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

- 4 随意契約に係る契約金額
75,038,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道建設部建設政策局建設管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第299号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) レギュラーガソリン（JIS K2202 2号） 500リットル
- (2) 軽油（JIS K2204） 300リットル
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月20日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1)ア 氏名 丸一田中商店 田中文夫
イ 住所 石狩市厚田区別狩18番地
- (2)ア 氏名 石崎石油株式会社
イ 住所 北見市大通東2丁目18番地1
- 4 随意契約に係る契約金額
- (1) 148.58円
- (2) 137.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月11日

北海道オホーツク総合振興局長 中 島 克 彦

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

- (1) 乗用自動車の賃貸借 4台 一式
- (2) 乗用自動車の賃貸借 2台 一式

2 落札者を決定した日

平成26年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) ア 氏 名 北見日産自動車株式会社
イ 住 所 北見市常盤町6丁目2番地10
- (2) ア 氏 名 北見三菱自動車販売株式会社
イ 住 所 北見市本町5丁目10番地25号

4 落札金額

- (1) 98,800円
- (2) 64,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月17日付け北海道オホーツク総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月11日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油その1（渡島西部地区） 63,000リットル
- (2) A重油その2（渡島北部1地区） 126,000リットル
- (3) A重油その3（渡島北部2地区） 180,000リットル
- (4) A重油その4（北斗市地区） 228,000リットル
- (5) A重油その5（函館市1地区） 246,000リットル
- (6) A重油その6（函館市2地区） 197,000リットル
- (7) A重油その7（函館市3地区） 122,000リットル

2 落札を決定した日

平成26年3月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
ア 氏 名 株式会社川菱商会
イ 住 所 松前郡松前町字建石52番地の3

- (2) 1の(2)
ア 氏 名 八雲石油株式会社
イ 住 所 二世郡八雲町東雲町101番地

- (3) 1の(3)
ア 氏 名 道南石油株式会社
イ 住 所 函館市大町9番20号

- (4) 1の(4)から(6)まで
ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- (5) 1の(7)
ア 氏 名 株式会社ひやま
イ 住 所 函館市高松町130番地92

4 落札金額

- (1) 106.92円
- (2) 95.04円
- (3) 89.64円
- (4) 89.208円
- (5) 87.048円
- (6) 87.048円
- (7) 87.912円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月4日付け北海道教育庁渡島教育局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月11日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 灯油その1（松前町地区） | 9,000リットル |
| (2) 灯油その2（福島町地区） | 7,000リットル |
| (3) 灯油その3（長万部町地区） | 9,000リットル |
| (4) 灯油その4（八雲町地区） | 10,000リットル |
| (5) 灯油その5（森町地区） | 11,000リットル |
| (6) 灯油その6（七飯町地区） | 10,000リットル |
| (7) 灯油その7（北斗市地区） | 77,000リットル |
| (8) 灯油その8（函館市（旧函館市部）地区） | 87,000リットル |
| (9) 灯油その9（函館市（旧戸井町）地区） | 7,000リットル |
| (10) 灯油その10（函館市（旧南茅部町）地区） | 5,000リットル |

2 落札を決定した日

平成26年3月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- (2) 1の(2)
ア 氏 名 株式会社池見石油店
イ 住 所 函館市豊川町10番1号
- (3) 1の(3)及び(4)
ア 氏 名 株式会社佐藤エネルギー
イ 住 所 函館市松陰町24番3号
- (4) 1の(5)
ア 氏 名 株式会社フレンドリーベア

イ 住 所 亀田郡七飯町字大沼町746

(5) 1の(6)

ア 氏 名 道南石油株式会社

イ 住 所 函館市大町9番20号

(6) 1の(7)及び(8)

ア 氏 名 前側石油株式会社

イ 住 所 函館市大手町3番1号

(7) 1の(9)

ア 氏 名 五稜石油株式会社

イ 住 所 函館市本通1丁目56番15号

(8) 1の(10)

ア 氏 名 八港石油有限公司

イ 住 所 函館市尾札部町627番地

4 落札金額

- (1) 106.92円
(2) 97.74円
(3) 97.092円
(4) 96.768円
(5) 93.096円
(6) 90.504円
(7) 89.64円
(8) 88.344円
(9) 92.556円
(10) 96.12円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月4日付け北海道教育庁渡島教育局告示第7号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁釧路教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月11日

北海道教育庁釧路教育局長 宇 田 賢 治 1 落札に係る物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A重油その１（釧路養護学校及び釧路鶴野支援学校） 40,770リットル (2) A重油その２（白糠養護学校及び白糠学園） 36,000リットル 2 落札を決定した日 平成26年３月25日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社三ッ輪商会 イ 住 所 釧路市鳥取南５丁目12番５号 (2)ア 氏 名 北日本石油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町１丁目28番５号 4 落札金額 (1) 82.00円 (2) 82.50円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年２月28日付け北海道教育庁釧路教育局告示第９号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 釧路市浦見２丁目１番１号	道 警 察 署 告 示
道 監 査 委 員 公 表 監査公表第 6 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定により実施した平成25年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果（第１回）を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成26年４月11日 北海道監査委員 丸 岩 公 充 北海道監査委員 佐々木 恵美子 北海道監査委員 飴 谷 長 藏 北海道監査委員 竹 谷 千 里	札幌方面苫小牧警察署告示第10号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成26年４月11日 北海道札幌方面苫小牧警察署長 中 榮 高 広 1 随意契約に係る物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 自動車用ガソリン J I S 1 号 41,000リットル (2) 自動車用ガソリン J I S 2 号 132,000リットル (3) 軽油 J I S 各号 9,000リットル 2 随意契約の相手方を決定した日 平成26年３月20日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 苫小牧地方石油業協同組合 (2) 住 所 苫小牧市元中野町４丁目１番５号 4 随意契約に係る契約金額 (1) 156円 (2) 146円 (3) 132円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第８号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道札幌方面苫小牧警察署会計課 (2) 所在地 苫小牧市旭町３丁目５番12号 正 誤 ○平成26年３月28日（号外第20号） 北海道人事委員会規則 7－1278（給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 2 左 29 誤 く。） 正 く。）及び副総看護師長